

令和4年度青森県消防学校教育訓練実施計画

区分		令和4年										令和5年			回数	実施予定延日数	実施予定日数	実施予定時間数	受講予定者数	受講要件等						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月													
消防職員	初任総合教育	第1回 初任総合教育	6		初任総合教育(初任科)					29	(所属研修)	1 (救急科11/1~12/23) 27		1	265 (53)	154 (37)	1073 (259)	64	原則として新規採用者とする。							
		※救急科のみ入校(現任職員)																								
	専科教育	第40回 警防科							17	28									1	12	10	70	32	災害現場において消防隊等の指揮業務を担当する者及びその予定者で階級は消防士長以上とする。		
		第12回 特殊災害科											12	20						1	9	7	49	28	特殊災害現場において消防隊等の指揮業務を担当する者及びその予定者で、階級は消防士長以上とする。	
		第14回 予防査察科													6	17					1	12	10	70	34	予防担当者及びその予定者で、原則として消防歴5年以上の者。ただし、階級は問わない。
		第21回 火災調査科															27	10				1	12	10	70	39
	幹部教育	第40回 救助科							3	31									1	29	20	140	38	救助担当者及びその予定者。ただし、階級は問わない。		
		第18回 中級幹部科													23	31					1	9	7	49	26	消防司令の階級にある者及びその昇任予定者並びに消防司令補で組織の管理を職務とする者。
	特別教育	災害対応力向上コース	校長が別に定める日															-	-	-	-	500	消防職員			
	消防団員	基礎教育	第45回 基礎教育											14	15						1	2	2	14	14	任命後、概ね5年以内の消防団員。
第129回 機関科													17	18						1	2	2	12	13	機関担当者及びその予定者。ただし、階級は問わない。	
幹部教育		第86回 初級幹部科											24	25						1	2	2	12	10	班長及びその昇任予定者。	
		第9回 現場指揮課程											26	27						1	2	2	14	29	階級が部長又は部長と同等の実務経験を有する班長。	
		第7回 分団指揮課程											30	31						1	2	2	10	27	階級が分団長及び副分団長等の者。ただし、旧中級幹部科を修了した者は、本課程を修了したものとみなす。	
特別教育		一日教育及び移動教育	校長が別に定める日															-	-	-	-	200	消防団長等の申込みにより実施する。ただし、階級は問わない。			
	災害対応力向上コース	校長が別に定める日															-	-	-	-	30	消防団員バイク・ドローン講習				
														12	93	74	510	1,065								

※()は、初任総合教育のうち救急科の日数及び時間数